合理的配慮の例の続きから始めます。発達障害のある人に対して、窓口や受付で対応する際に、抽象的な表現を避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明する。待ってもらう必要がある場合や時間に余裕のない時などは、概ねの待ち時間や対応できる時間などをあらかじめ伝えておくなど。

障害のある人の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した人は、ストレスや疲労により症状が悪化しやすいなどの疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。これらの人から求めがあった場合は、その人の障害の特性に応じて、対応してほしい内容を確認のうえ配慮が必要になります。

長崎県には障害のある人に対する差別に関する相談窓口が設けられています。

長崎県福祉保健部障害福祉課の広域専門相談員へご相談ください。第三者的な立場で必要な事実確認を行いながら、当事者それぞれの意見を十分お聴きし、問題の解決を図ります。

相談窓口は祝日と年末年始を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時。

電話095-895-2450　ファックス095-823-5082

メールは平和な長崎県づくり条例で検索するか、このページに掲載しているＱＲコードから送信できます。

住所　郵便番号850の8570長崎市尾上町3番1号。

なお、県内各地に配置されている地域相談員については県へお問い合わせいただくか、平和な長崎県づくり条例で検索してください。